

## (2) カントリーレポート

ヴェトナム最高人民裁判所裁判理論研究所副所長 Ngo Cuong  
同研究所リーガルエキスパート Tran Ngoc Thanh  
翻訳：小川明子

本報告書は数名の執筆者によって行われたリサーチの結果報告書であり、いわばヴェトナム最高人民裁判所（SPC）によって提出される正式な情報を示すものではない。本報告書に書かれたすべての情報は執筆者が集積した法と統計を基に作られている。基本的に本報告書はRCLIPの要請による質問に回答する形式をもって書かれているために、ヴェトナムにおける法と行使についての広範囲な情報を伝えていない可能性もある。ついては、執筆者の希望するところは、ヴェトナムにおける知的財産権事件の解決についてのできるだけ多くの情報を受け取っていただくため、関連する如何なる質問にも喜んで答えたいということである。

### *I/ The role of agencies in handling IP cases* 知的財産権事件を扱う機関の役割

ヴェトナムでは、ほとんどの知的財産権事件は、国家機関（state agencies）によって取り扱われており、その中には、税関、文化管理団体、知的財産権管理団体、警察等を含んでいる。通常、諸々の管理団体は軽微な知的財産権法違反（minor violation）について対処して行政的命令を出す義務をもつ。各行政機関の権限は行政義務違反に関する罰則条例（Ordinate on the Punishment of Administrative Violation<sup>1</sup>）によって与えられている。違反行為が刑罰を要するほど深刻であれば、刑事事件として着手するため捜査機関に事件が送られることになる。つまり、裁判所が唯一知的財産権訴訟における訴訟手続を扱う。裁判所は民事訴訟、刑事訴訟を扱う。現実には、訴訟手続の下で、裁判所で行われるよりも多くの知的財産権事件を、行政機関が扱っている。行政当局と裁判所システムの役割は、知的財産権事件に関与するこれら機関各部門の職務と活動とを法に照らして調査することにより、理解することが可能である。

### *I/ Handling IP cases at custom office* 税関での知的財産権事件の扱い

法的に保護下にある知的財産の権利者が輸入品あるいは輸出品によって彼らの権利が侵害されると考えるとき、税関に対してその製品の輸入あるいは輸出通関を延期する要求を行う権利を持つ。通関手続の延期を求める者は、自身が知的財産権の権利者であること並びに当該輸入あるいは輸出品が違反品であることの証明を添付した申請書を提出しなければならない。また、この申請書には、通関手続の違法な遅延によって被害をうけることになった者に対する損害やその他の費用をカバーするための前払い或いはクレジット会社

<sup>1</sup> この条例（ordinance）は2002年7月2日の国会の常任委員会を通過している。各分野における行政的罰則行為は政府のデクレによって詳細が発表される。

等の銀行業務を行う会社によって発行された支払保証書の添付が必要とされる。これらの書類を受領後、税関は遅延命令の発するのための条件を充たしているかの審査を行う。仮にこの条件が充たされるとなれば、税関長は疑いのある輸入あるいは輸出を延期する決定を行う。

当該商品が権利者の知的財産権の侵害にあたるという条件を充足しない場合、税関は輸入あるいは輸出の通関手続を継続しなければならない。

さらに、知的財産権の権利者は税関に対して模造品や偽造品<sup>2</sup>を発見するための必要な手続の適用を申請することができる。ヴェトナム法によって法的に保護される作品の著者や所有者 (writers and owners of work) これらの保護下にある作品を使用する権原を持つ個人や団体並びにその正当な代理人は、税関に対し、法に基づき、著作権の保護を求める権利をもつ。著作権保護措置を税関に要求する手続は前述のものと同様となる<sup>3</sup>。

## 2/ Handling IP case by the People's Committee and its relevant agencies 人民委員会とその関連機関による知的財産権事件の扱い

県 (district) レベルの人民委員会議長並びに省 (province) レベルの人民委員会議長は知的財産権侵害に関する行政的罰金を決定する権限を持つ。知的財産権関連の行政的罰金に関して定められた 1999 年 3 月 6 日付け政府のデクレ 12/1999/ND-CP の第 10 条によって、その権限が与えられるものである。

科学技術省に属する調査部や、省 (province) の科学技術部門に属する調査事務所、警察、市場管理機関等のようなそれ以外の行政機関もまた、知的財産権侵害に関する行政的罰金を決定する権限を持っている。このような機関のひとつがその管理業務を行っている間に知的財産法に関する何らかの違反を見つけた場合、その権限のもと行政的罰金を適用するか、その正当な権限に従い適切な決定を下す機関に対して報告を行う。文化ならびにメディアの分野における行政的違反のための行政的罰金を求める手続は、2001 年 6 月 26 日付けの政府のデクレ 31/2001/ND-CP に規定される条文によるものである。

## 3/ Handling IP related cases at the court system 裁判システムにおける知的財産権関連事件の扱い

現在までに、裁判所で扱われた知的財産権事件を大きく 2 つに分類すれば民事訴訟事件と刑事訴訟事件とに分けることができる。1998 年以来現在迄裁判所で扱われた事件数は 62 件であり、著作権関係紛争は 38 件、工業所有権関係事件は 20 件、技術移転事件関係は 4 件となる<sup>4</sup>。

刑事事件についていえば、第 131 条による著作権侵害、第 156 条によって模造品の製造と貿易、第 157 条によって食用の物品、食品、医療用薬品、予防薬の製造と貿易、第 158 条によって動物のえさ、肥料、家畜用薬品、植物保護剤、植物、動物種の製造と貿易、第

<sup>2</sup> 経済省と科学技術省の合同で出された、輸入品あるいは輸出品の工業所有権に関する水際取り締め申請に拘わる 2004 年 12 月 29 日付け内閣内通知 No. 129/2005/TTLT/BTC-BKHCHN を参照のこと。

<sup>3</sup> 文化情報省と経済省の合同で出された、輸入品ならびに輸出品向けの税関における著作権保護のためのガイドラインについての 2003 年 10 月 17 日付け内閣内通知 No. 58/2003/TTLT/BVHTT-BTC を参照のこと。

<sup>4</sup> 添付 1 参照。

170 条によって工業的所有権保護を与えられた規則違反、並びに第 171 条による知的財産権の侵害が、知的財産権侵害として有罪とされる。

#### *a/ Handling IP cases under civil procedure* 民事手続のもとでの知的財産権事件の扱い

1989 年に交付された訴訟条例の民事訴訟条例の条文によれば、知的財産権事件のほとんどが省級裁判所 (provincial court) で扱われることになっており、総計の 2/3 に相当する前述の 62 件<sup>5</sup>中 43 件の知的財産権事件が、省級裁判所 (provincial court) にて扱われている。しかしながら、現在有効な法<sup>6</sup>のもとでは、県級レベル (district level) の裁判所でも知的財産権や技術移転<sup>7</sup>にかかわる知的財産権事件を扱う権限を与えられている。統計からも、この種紛争が、知的財産権関連事件全体の主要な部分を形成していることがわかる。関係当事者がそこから利益を得ることを目的とした知的財産権や技術移転に係わる個人と組織間の紛争は、省級レベル (provincial level) の裁判所<sup>8</sup>において扱われる。

裁判所は関係当事者によって提出された証拠に基づき紛争解決にあたる。当事者は自身の法的権利と利益<sup>9</sup>についての証明を行う義務を負う。知的財産権事件審理中には、すべての関係当事者が裁判所に対して、侵害から自身の権利と利益を保護するという暫定的措置の適用を申請することができる。裁判所は、すべての条件が満たされれば<sup>10</sup>、適切な暫定措置の適用を決定する。

裁判所は事実と各当事者から提供された証拠の分析に基づき最終的な判決<sup>11</sup>を下す。仮に当事者のなかに判決に同意しない者がいた場合、彼らには判決の宣告から 15 日以内に控訴裁判所に控訴する権利が与えられている。審理に参加しない当事者については、控訴する期間は判決が彼らに届けられるかあるいは公開された日<sup>12</sup>から数えられるものとする。

#### *b/ Handling IP cases under criminal procedure* 刑事手続のもとでの知的財産権事件の扱い

刑事事件においては、ほとんどの事件が捜査機関主導である。捜査機関が容疑者を有罪とするために十分な証拠があることを見出した場合、犯された罪を描写する報告書を作成し、事件の関係書類とともに検察官事務所 (Public Prosecutor office) に送る。

検察官事務所はこれら証拠が捜査機関によって適切に収集されたか、また、捜査機関によって罪名が与えられた容疑者に有罪を宣告することに十分であるかについて、証拠をチェックする。検察官事務所は、その容疑者が犯罪を認めた場合、有罪の提案 (conviction proposal) をし、適切な裁判所に事件を送致する。裁判所は容疑者が罪を犯したかどうか、また、罪名を決定するために証拠を調べ分析する権限をもつ。

<sup>5</sup> これらの 62 件すべては、1989 年の国会常任委員会において公布された民事手続条例における条文にしたがって取り扱われている。

<sup>6</sup> ベトナムの民事手続法は 2004 年 6 月 15 日の国会を通過し、2005 年 1 月 1 日に発効した。

<sup>7</sup> ベトナム民事手続法 25 条、33 条

<sup>8</sup> ベトナム民事手続法 29 条、34 条

<sup>9</sup> ベトナム民事手続法 79 条

<sup>10</sup> ベトナム民事手続法 245 条

<sup>11</sup> あるケースにおいては、裁判所は適切な当事者によって作成された書面による要求で証拠を集めることができる (ベトナム民事手続法 94 条)。

<sup>12</sup> ベトナム民事手続法 245 条

執筆者が集積した統計によれば、2000年から2004年の間に知的財産権に関して起きた刑事事件は429件となる。

Title of crime and Article in the Code	Year	Number of case
Infringement upon copyright (Article 131) 著作権侵害 (第131条)	2000	0
	2001	0
	2002	0
	2003	1
	2004	0
<b>Total</b>		<b>1</b>
Manufacturing and/or trading in fake goods (Article 156) 模造品の製作と貿易 (第156条)	2000	117
	2001	38
	2002	16
	2003	21
	2004	7
<b>Total</b>		<b>299</b>
Manufacturing and/or trading in fake goods being food, foodstuffs, curative medicines, preventive medicines (Article 157) 食用の物品、食品、医療用薬品、予防薬の製造と貿易(第157条)	2000	56
	2001	11
	2002	10
	2003	29
	2004	7
<b>Total</b>		<b>113</b>
Manufacturing and/or trading in fake goods being animal feeds, fertilizers, veterinary drugs, plant protection drugs, plant varieties, animal breeds (Article 158) 動物のえさ、肥料、家畜用薬品、植物保護剤、植物、動物種の製造と貿易(第158条)	2000	2
	2001	1
	2002	1
	2003	1
	2004	10
<b>Total</b>		<b>15</b>
Breaching the regulations on the granting of industrial property protection deeds (Article 170); and infringement upon intellectual property rights (Article 171). 工業的所有権保護を与えられた規則違反(第170条) 知的財産権の侵害(第171条)	2000	0
	2001	0
	2002	0
	2003	0
	2004	0
<b>Total</b>		<b>0</b>
Infringement upon intellectual property rights (Article 171). 知的財産権の侵害(第171条)	2000	0
	2001	0
	2002	1
	2003	0
	2004	0
<b>Total</b>		<b>1</b>

知的財産権に係わる犯罪の数は年々減少の途を辿っているように見える。特に刑法第156条に規定される模造品の製造ならびに貿易に関する犯罪については、その傾向が顕著である。

### *c/ Handling IP related cases under administrative procedure* 行政手続による知的財産権関連事件の扱い

行政手続条例 ( ordinance on administrative procedure )<sup>13</sup>の条文によれば、関係当事者は、自身の法律上正当と認められる権利と利益<sup>14</sup>を守るために、行政訴訟に訴える権利を有す

<sup>13</sup> この条例は1996年に公布され、1998年に修正された。

<sup>14</sup> 行政手続条例1条

る。事件がその管轄下にあると判断すれば、裁判所は、原告に対して裁判費用の前払いを裁判所からの通知を受け取った日から7日以内に行うべきことを通知する。裁判所は前払い<sup>15</sup>を受領した後に、訴状を受理し、事件を登録する。

裁判所によって事件が受理された後、関係当事者は裁判所に対して彼らの権利と利益を保護するための暫定的措置の適用の請求することができる。裁判所は、関係当事者による主張と申し開きを聴くことで最終的な判決をする。裁判所の判決に不服のある当事者は、控訴裁判所に控訴することができる。

### *II/ Requirements towards judges and attorneys at law working in the court who handle IP related cases*

#### 知的財産権関連事件の裁判における裁判官と弁護士に求められること

ヴェトナムにおける現在効力を有する法制度のもとでは、知的財産権事件を処理することが期待される裁判官を選択し任命することに関し、専門的な要件を満たすように求める条文は存在しない。一般的に、裁判官に任命される者は、法に関する一般的知識を有し、かつ、本人が興味を持つ<sup>16</sup>特定の法分野を専門としていなければならない。

知的財産権事件を扱う裁判官の選択と任命に関して特別な要求がなんら存在しないという理由から、裁判官にしても弁護士にしても、知的財産権法について総合的に理解しているのは、この法分野に興味をもった者ということになる。その他には、知的財産権事件を扱うことを命じられた時に勉強をすとか、適切な判断を行うためにこの法をよく理解することが職務上必要とされるという場合がある。こういった運用は、つまり、どの裁判官が知的財産権事件を受け持って、どの裁判官が受け持たないかを定義する法の規定がないことをよく表している。

知的財産権事件を扱う傾向にある裁判官と弁護士の知識を向上させる必要性から、ヴェトナム最高裁は知的財産権に関する多くの研修を行ってきている。そこでは、知的財産権に関する新しい法制度と事件を扱うための方法についての知識を供給し、アップデートすることが目的とされている。裁判官のための研修コースやセミナーについては、その他の国際組織とも協力体制をとっている。最近2年間では、特に裁判官と他の裁判所職員に対してこの法の分野における知識の向上に努めている。2004年にはヴェトナム最高裁はタイの知的財産裁判所と協力して、25人の裁判官のための3週間のトレーニングコースをヴェトナム、タイ両国で行っている。STAR プロジェクトの援助によって、ヴェトナム最高裁は、すべてのレベルの合計25名の裁判官について、3週間の別のトレーニングコースを行った。

加えて、ヴェトナム最高裁は、知的財産権事件を扱うための知識と経験を得るために、恒常的に裁判官を他の行政機関主催のセミナーや短期トレーニングコースに参加させている。しかし、ヴェトナム最高裁が裁判官に対して知的財産権関連知識を与えるできる限り

<sup>15</sup> 行政手続条例 32 条

<sup>16</sup> 判事の選抜と任官についての詳細な情報については、2002年10月4日に国会常任委員会を通過した判事陪

の努力を行ってきたにもかかわらず、トレーニングの長さも内容も制限されており、そこから裁判官に与えられる情報は限られたものとなっている。

知的財産権についての裁判所職員の知識向上させることについても、裁判官と同様の状況である。知的財産権事件以外の事件を扱う職員同様、知的財産権事件解決に係わる職員は、同様の基準と専門性に関する要件によって選択される。知的財産部門で働くことされる者に対する特別な要件はない。

彼らは知的財産権について、法律の学校やショートトレーニングコースにおいて教えられているが、彼らが得ている知識では複雑で非常に実際的な事件を扱うためには十分であるとは言えない。より多くは、彼らが裁判所で働くにあたって、本人の興味ないし職務上の必要から求められることになる継続的な学習により得ることになる。この分野における継続的なトレーニングプログラムの欠如は、与えられるべきアップデートした情報の欠如を生む。

最高人民裁判所は、多くの困難に直面しているにも拘わらず、裁判官並びに他の裁判所職員に対するトレーニングに注力しつづけ、裁判所で扱われる知的財産権事件に関する法的実際的情報提供を行っている。

### *III/ Method of analyzing damage in IP cases*

#### 知的財産権事件における損害の分析方法

1995年民法典に規定される一般的条項を除いては、現在までに知的財産権事件における損害額の算定に関する特別な規定を見出すことはできない。民法典第610条は「損害は全額支払われなければ成らない」と書かれている。実際的には裁判所外での合意に至ったり、あるいは、損害に関する請求を取り下げたりしていることから、今回集積したすべての判決が損害賠償に関係しているわけではない<sup>17</sup>。国会を通過したばかりの知的財産権法典の法案<sup>18</sup>には、知的財産権侵害の場合の損額算定の原則についての条文が含まれている。

### *IV/ Jurisdiction of court to evaluate the validity of IP right*

#### 知的財産権の有効性を判断するための裁判管轄

Civil Procedure Code 第25条、29条、33条、34条に規定された条文によれば、県レベル（district level）の裁判所並びに省裁判所（provincial court）は、すべて知的財産権の有効性を判断する権限を有している。Civil Procedure Code 第33条1項1、3項並びに第25条4項によれば、当事者が利益をあげることを目的としない場合、当事者が外国居住者でない場合、及び、海外のヴェトナム領事館や法的活動を行う外国の裁判所に法的に委任する必要

---

審員条例を参照のこと

<sup>17</sup> 執筆者は損害を評価する方法を明らかに提示しているような判決を探そうと努力している。

<sup>18</sup> この法は公に発表されていない。従いここに法の条文をのせる事はできない。公式文書として発効された際には提出したいと考える。

がない場合、県裁判所（district court）は知的財産権と技術移転に関する事件を扱う権限を与えられる。

Civil Procedure Code 第 34 条 1 項 1 によれば、省裁判所（provincial courts）は以下の知的財産権と技術移転の事件を扱う権限を持つ。

関係当事者が利潤目的であるとき

関係当事者が海外に居住しているとき

ヴェトナム領事館あるいは海外の裁判所に法的委任を行う必要があるとき

#### *V/ Method of define the similarity between two trademarks in IP case*

#### 知的財産権事件における商標の類否判断手法

商標の類否判断の基準を示した法制度は現在存在しない。しかしながら、NOIP が 1994 年 8 月 6 日付けで発行している「商標審査ルール（the Rules on examination of trademark）No. 191/QCXN」の 21.3 項には、例えば「商品が同一で（商標の）顕著な要素が類似している場合」や「商品が類似で（商標の）顕著な要素が同一の場合」のように、2 つの商標を類似すると判断するための指針が示されている。このルールの添付 5 には、商標の類否判断手法とその基準が詳細に記載されており、そこには、例えば、文字、数字或いは組み合わせ（単語と数字の組み合わせ）に関する類似性のような、対比する商標を類似と判断すべき幾つかのケースが例示されている。単語の組み合わせ、称呼又は觀念において類似性が存在する場合、違ったやり方で表示されていたとしても、それらは類似すると判断される。

例：Hoai Nam Ltd.Co. と Mr. Nguyen Huu Lam 間の商標訴訟、判決番号 No. 181、2001 年 11 月 21 日判決

最高裁における控訴審で、Mr. Lam による商標「Phu Dong Thien Vuong」の使用が商標「Phu Dong」の商標権者である Hoai Nam Ltd. Co の権利を侵害していると判断された。裁判所は、「Phu Dong」と「Phu Dong Thien Vuong」は、組み合わせられた単語の数において異なっているが、その内容と意味合いは、需要者において両者が同じものであるとの認識を容易に生じさせるとし、これらは混同を招く程度に類似しているとすべきとした。この事件では、双方の商標が「Thanh Giong」という神話上の人物をもとにしたものであったため、両者は明らかに類似していた。

#### *VI/ Improvement that the court has made regarding to protection of intellectual property rights*

#### 知的財産権保護に関する裁判の向上

実務上、ヴェトナム最高裁は通常、法の条文を説明した規範的資料を発行しており、それによって、裁判システム全体における統一的な法の適用が可能となる。最高裁は他の関連する政府機関とも協力して、法廷で著作権紛争を取扱うことについて、1995 年民法典の条文に即し、2001 年 12 月 5 日付内閣内通知（an Inter-ministerial Circular No.

01/2001/TANDTC-VKSNDTC-BVHTT)を発行した。加えて、最高裁は特別な種類のケースを取扱うことについての(規範的ではない)ガイドラインも発行している。

*VII/ Attentive matters that need concerns by Japanese persons and companies when they participate in judicial process as related parties in the court of Vietnam*

日本人ならびに日本企業がヴェトナム裁判所において関係当事者として訴訟に参加する時必要とされる注意点

裁判所職員が知的財産に係わる法のすべての側面を理解しているとは限らないため、日本企業は適切な法と十分な証拠に基づいた準備をするべきである。知的財産分野で活動する法律事務所からの協力をうけることも可能である。

以上

Annex I

I/ IP cases came to district courts 県級裁判所の知的財産権事件

Year	Disputes on copyrights 著作権	Disputes on contract for the use of work 契約に関する紛争	Dispute on industrial property rights 工業財産権の紛争	Dispute on contract of technology transfer 技術移転の紛争
1998	0	1	1	1
1999	4	0	0	0
2000	2	0	2	0
2001	0	0	0	0
2002	1	0	0	1
2003	1	0	0	2
2004	3	0	0	0
<b>Total</b>	<b>11</b>	<b>1</b>	<b>3</b>	<b>4</b>

II/ IP cases came to provincial courts 省級裁判所の知的財産権事件

Year	Disputes on copyrights 著作権	Disputes on contract for the use of work 契約に関する紛争	Dispute on industrial property rights 工業財産権の紛争	Dispute on contract of technology transfer 技術移転の紛争
1998	2	2	5	0
1999	1	3	3	0
2000	4	1	4	0
2001	2	0	2	0
2002	1	1	1	0
2003	5	2	0	0
2004	0	2	2	0
<b>Total</b>	<b>15</b>	<b>11</b>	<b>17</b>	<b>0</b>

Note: (The statistics collected in these table are classified according to provisions of the 1995 Civil Code of Vietnam)